附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の子ども・子育て支援法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十一の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる」を「次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者　別表第十一イの表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

ロ　防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者　別表第十一ロの表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

ハ　防衛省設置法第十六条第一項第三号の教育訓練を修了した者　別表第十一ハの表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

第百二十条の十五第一項第二号中「百八月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を百八月で除して得た数値を前号に規定する金額に乗じて得た」を「次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者　百八月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を百八月で除して得た数値を前号イに定める金額に乗じて得た金額

ロ　防衛省設置法第十六条第一項第二号の教育訓練を修了した者　七十二月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を七十二月で除して得た数値を前号ロに定める金額に乗じて得た金額

ハ　防衛省設置法第十六条第一項第三号の教育訓練を修了した者　七十二月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を七十二月で除して得た数値を前号ハに定める金額に乗じて得た金額

別表第十一を次のように改める。

別表第十一（第百二十条の十五関係）

イ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成二十二年三月	四千八百七十六万円
平成二十三年三月	四千八百十一万円
平成二十四年三月	四千七百二十八万円
平成二十五年三月	四千六百三万円
平成二十六年三月	四千四百七十万円
平成二十七年三月	四千三百八十七万円
平成二十八年三月	四千三百六万円
平成二十九年三月	四千二百六十八万円
平成三十年三月	四千二百四十五万円

ロ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円

ハ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十一号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（高年齢者等雇用安定法第三十八条第五項等の規定による労働者派遣事業に関する経過措置）

第一条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号。以下この項において「高年齢者等雇用安定法」という。）第三十八条第五項（高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。）に関しては、シルバー人材センター（高年齢者等雇用安定法第三十七条第二項に規定するシルバー人材センターをいう。第三項において同じ。）又はシルバー人材センター連合（高年齢者等雇用安定法第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合をいう。第三項において同じ。）を派遣元事業主（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主をいう。以下同じ。）とみなして、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第七条第一項及び第八条第一項の規定を適用する。

2　整備法附則第七条第二項の規定は、前項の規定により同条第一項の規定が適用される派遣先（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先をいう。以下同じ。）について準用する。

3　整備法附則第八条第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項の規定が適用されるシルバー人材センター及びシルバー人材センター連合について準用する。

（建設業務労働者就業機会確保事業に関する経過措置）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下この条において「建設労働法」という。）第三十六条第一項に規定する送出事業主（以下この項及び次条において単に「送出事業主」という。）が行う建設業務労働者就業機会確保事業（建設労働法第二条第十項に